

災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する

協 定 書

(目的)

第1条 本協定は、社会福祉法人全国社会福祉協議会（以下、「甲」という）と公益社団法人日本青年会議所（以下、「乙」という）は、自然災害発生時に、被災地におけるそれぞれの組織を構成する団体の連携を推進し、被災者及び被災地（以下、「被災者等」という）における支援活動の充実を図ることを目的とする。

(構成団体の災害時支援協定締結の推進)

第2条 甲及び乙は、自然災害発生時に、被災地において都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会（以下、「社会福祉協議会」という）が、被災者等を対象として支援活動を実施する災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」という）を設置・運営する際、乙の当該地区等の構成団体である地区協議会、ブロック協議会及び各地会員会議所（以下、「青年会議所」という）による迅速かつ効果的な支援が実施されるよう、平時にそれぞれの団体による「災害時支援協定等」（以下、「協定」という）の締結を推進する。

(社会福祉協議会と青年会議所間の協定)

第3条 第2条に定める社会福祉協議会と青年会議所間で締結する協定においては、次の内容を条文等において定めることとする。

(1) 社会福祉協議会から青年会議所への支援要請の方法

(2) 青年会議所から災害VC及び社会福祉協議会への支援の内容

協定により定める支援については、原則として次の事項とする。

- ① 災害VCが仲介する被災者等を対象としたボランティア活動への参加協力
- ② 災害VCの運営スタッフとしての参加協力
- ③ その他協議により必要とされた活動へのボランティアとしての参加協力
- ④ 災害VCにおける、災害支援活動に必要な備品、資材及び機材などの提供、貸与
- ⑤ 上記の規定における協力体制の円滑な運用を図るための連携・協力の方法

(3) その他

社会福祉協議会と青年会議所で合意した事項

(情報共有・情報提供)

第4条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時より必要に応じて情報共有を図ることとする。

- 2 災害発生時は、乙及び青年会議所が災害V C及び社会福祉協議会の支援を行うために必要とする災害V Cの開設状況、支援活動の実施状況等の情報について甲に情報提供を求めることができることとし、甲は乙の求めに応じて可能な範囲内で情報提供を行うこととする。

(平常時における活動)

第5条 甲及び乙は、平時において、災害V C及び災害ボランティア活動など被災者支援に関する研修、セミナー、訓練等に関する情報の相互提供及び相互に参加を推進するなどの取組みを行う。

(連絡担当者の設置)

第6条 甲と乙は、あらかじめ本協定に関する連絡担当者を定め、別紙により毎年12月末日を目途に情報を更新することとする。ただし、この前記に限らず連絡担当者を変更となった場合は、速やかに相手方に連絡することとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は協定書締結日から令和3年12月末日とする。
なお、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれかから協定の解除の申し出がない場合は、翌年12月末日まで自動的に更新されるものとし、以降同様の扱いとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月18日

(甲) 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
会長 清 家 篤

(乙) 東京都千代田区平河町2-14-3
公益社団法人 日本青年会議所
会頭 野 並 晃